

# 会員規約

## 第1条（名称）

本会則は、三建設計有限会社（以下「当社」という。）が運営する K-THREE（以下「当ジム」という。）と称します。

## 第2条（運営・管理・目的）

当ジムは、当社が運営・管理を行う。ジムを通じ会員の健康増進並びに健康維持を図ること。また、地域社会における会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

## 第3条（会員制度）

- 1、当ジムは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、契約の範囲内で施設を利用できる。
- 2、会員の契約期間は、当ジムが定める所定の退会手続きが完了するまで自動更新となる。

## 第4条（利用資格）

当ジムの目的・趣旨を理解し本規約及び個別規定等を同意した上で遵守できる方。

- 1、各会員種別において、別途定める資格を満たすこと
- 2、当サービスの利用に堪え得る健康状態であること
- 3、妊娠中及び医師等により運動が禁じられていない方
- 4、伝染病その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有しない方
- 5、タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含まれます。）のある方で、当ジム内（施設のみならず駐車場・駐輪場・その他の敷地を含みます。）においてタトゥーの露出を一切行わないことを同意できる方
- 6、暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と関わりのない方
- 7、利用料金、入会金等、本施設に関して会員が当社に支払うべき費用の滞納をしていない方
- 8、18歳未満の方につきましては、親権者の同意書が必要となります

## 第5条（セキュリティーキー）

- 1、会員は、当ジムと入会契約を締結することにより、入会が認められ、当ジムの諸施設を利用する権利が与えられます。
- 2、当ジムは、会員に対しセキュリティーキーを交付します。
- 3、会員が当ジムの諸施設に入る際には、セキュリティーキーを所持しているものとし、セキュリティーキーを所持していない場合は、施設内に立ち入ることはできません。
- 4、セキュリティーキーは、本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- 5、会員はセキュリティーキーを第三者に貸与することは出来ません。万一、セキュリティーキーを貸与した場合は除名の対象となります。
- 6、会員は、セキュリティーキーが紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに当ジムにその旨を届けてください。会員は再発行手数料を支払った上で、セキュリティーキーの再発行を受けることができます。
- 7、会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかに会員証を返還しなければなりません。

## 第6条（入会手続き）

- 1, 当ジムに入会する際は、いかに定める手続きを行い、当社がこれを承諾した場合に当ジムの定額制利用に関する契約が成立します。
- 2, 入会希望者は入会し際に必要な情報（氏名、住所、連絡先、生年月日等、当社が定める一定の情報（以下「登録情報」という））を当社に対し当社所定の申込書類により提供し、当社は当該登録情報を当社のデータベースに登録します。
- 3, 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
- 4, 当社は入会の申し込みがあった際に所定の審査を行い、本規約及び個別規約等を遵守できない、又は遵守できない恐れがあると判断した場合には、入会を拒否できるものとします。

#### **第7条（会費、手数料及び諸料金）**

- 1, 会費当ジムが別に定める金額を、当ジム所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入会金等は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 2, 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- 3, 当ジムは、別に定める会費、手数料、及び諸経費の改定を行う事が出来ます。改定を行う場合、当ジムは1ヵ月前までに会員に告知するものとします。

#### **第8条（諸規定の遵守）**

会員は本規約並びに施設内利用規則、その他施設の定める諸規則を全て遵守しなければならない。施設および機器の利用にあたっては、記載されたルールに従うものとします。施設の具体的利用にあたっては店舗の説明および指示に従わなければなりません。

- 1, 施設利用時の服装は、当ジムが以下に定める禁止事項を遵守します。
  - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（鋲）が付いている衣服、履物または服飾品
  - ・サンダル、草履（ゴム草履）、長靴、かかとがない、またはヒールが高い、滑りやすい履物
  - ・スパイクシューズ等施設利用にあたり器具を傷つける可能性のある履物
  - ・その他、当ジムがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品
- 2, 当ジムにおいて、以下の行為は禁止します。
  - ・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
  - ・ほかの会員に対し、パーソナルトレーニングを行い、またはその様に評価される活動
  - ・飲酒又は喫煙、法律で禁止されている薬物等を使用する事
  - ・本規約に基づき当ジムの利用を認められていない者（第三者・乳幼児・お子様・ペット等）を同伴させること
  - ・施設、器具、什器等を故意または過失により破損すること
  - ・刃物等の危険物あるいは他者又は施設又は器具等を傷つける可能性のある物品の本施設内への持ち込み
  - ・大声、または奇声を発すること
  - ・本施設内で盗撮又は盗聴行為を行う行為
  - ・女性会員専用エリア内に男性会員が立ち入ること。また、男性会員専用エリア内に女性会員が立ち

入る行為

- ・ほかの会員、当ジムのスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる行為・言動を行うこと
- ・その他、当ジムの秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
- ・タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含まれます。）を露出させること
- ・当ジムが会員としてふさわしくないと判断したこと

#### **第9条（入館の禁止および退場）**

- 1, 当ジムは、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることが出来ます。
  - ・本規約、および当ジム諸規則を遵守しない者
  - ・入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当ジムが第4条の利用資格を欠いていると判断した者
  - ・飲酒などにより正常な施設利用ができないと判断した者
  - ・著しく不潔な身体、または服装により、第三者が不快に感じると判断した者
  - ・自己の都合により会費等の全部、または一部を滞納し、支払わない者
  - ・当社、もしくは当ジムが入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
  - ・37.5度以上の発熱又は咳がある場合
- 2, 当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

#### **第10条（休会および復帰）**

- 1, 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当ジムを1ヵ月以上利用できないと当社が認めた場合、所定の休会届にて手続きを行った上で、月単位で当ジムを休会することができます。
- 2, 休会手続きは、当ジムの受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。  
（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）
- 3, 休会手続きは、休会を開始する月の前月10日までにを行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとします。各月の11日以降に休会手続きがとられた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。
- 4, 休会していた会員は、休会届記載の終了経過後的に月単位で本ジムに復帰扱いとなります。その場合は、復帰月から通常の会員等を支払うものとします。

#### **第11条（退会）**

- 1, 会員が自己都合により本施設を退会する場合は、当社指定の書面により手続きを完了するものとします。
- 2, 会員は、各月10日までに退会の手続きを完了した場合はその月の末日をもって退会することが出来ます。尚、退会日までの在籍期間中の入会時料金及び月額利用料金は本施設利用の有無を問わず、その支払い義務を負います。
- 3, 会員が、自己都合委により入会時料金及び月額利用料を3ヵ月以上滞納した場合は、自動的に退会扱いとします。但し、滞納分については完納いただきます。

#### **第12条（会員除名）**

会員は下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- 1, 第4条に定める利用資格を喪失したとき
- 2, 当ジムに提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき
- 3, 第8条に定める遵守事項に違反したとき
- 4, 当ジムの本規約及び個別規定等に違反したとき
- 5, 当ジムの会則、その他諸規則に違反したとき
- 6, 会費その他の債務を滞納し会社からの催告に応じないとき
- 7, 当社が当ジム会員としてふさわしくないと判断したとき

#### **第13条（会員資格喪失）**

- 1, 会員が退会したとき。ただし、事前に当ジム所定の届出を行うものとします
- 2, 会員が除名されたとき
- 3, 会員が死亡したとき
- 4, 法人が解散したとき（※法人会員）
- 5, 経営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき

#### **第14条（遺失物・忘れ物・放置物）**

- 1, 会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、当社は責任を負いません。但し、当社の責めに帰すべき事由があった場合は、15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。
- 2, 忘れ物・放置物については、原則として1ヵ月間保管した後に処分させていただきます。

#### **第15条（閉鎖および解散）**

当社は、必要と認めた場合、当ジムを閉鎖および解散をすることができます。尚、この場合、閉鎖や解散がなされた月の翌月以降の諸会費・諸料金は返還します。

- 1, 施設の改造また修理のとき
- 2, 当ジムが企画し実施する諸活動を行うとき
- 3, 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となる時
- 4, 経営上重大な理由があるとき

#### **第16条（賠償責任）**

当ジム内で発生した紛失、盗難、障害その他事故について当社は一切の責任を負いません。会員は、自己の責に帰すべき原因により、施設又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

#### **第17条 遅延損害金**

会員が当社に対する入会時料金及び月額料金その他支払うべき金員の支払いを怠ったとき、支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について年14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務を負います。

#### **第18条（個人情報保護）**

- 1, 当社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守すると共に、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。
- 2, 当社は、諸会費等の口座振替業務をする目的の範囲内で、会員の個人情報を振替業務代行会社を開

示します。

- 3, 会員が各種届出書に記載した内容について、当社は登録手続き、諸連絡の他、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

#### **第19条（通知予告）**

本規約および当ジムの諸事情に関する通達・予告は、当ジム所定の場所に提示する方法により行います。

#### **第20条（細則）**

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、当社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。

#### **第21条（本規約その他の諸事情の改定）**

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当ジムの運営、管理に関する事項を改正することが出来ます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

#### **第22条（附則）**

本規約は2022年7月1日より施行します。

#### **第23条（名称及び所在地）**

名称：K-THREE（略称 K3）

所在地：高知県高知市本町 1-4-5 本町三建ビル 3F・4F